

お 願 い (主治医の方へ)

富山家庭裁判所後見係

この度先生がご担当された患者さんに対し、現在後見開始等の審判申立が検討されています。つきましては、診断書及び鑑定書の作成について、何卒ご理解、ご協力をお願いいたします。

1 成年後見制度とは

成年後見制度とは、精神上の疾患・障害により、判断能力が低下した方に関し、本人に代って法律行為や財産管理を行ってもらったり、本人の財産上の行為に対し、同意を与えたり、取り消したりする人（後見人等）を選ぶことで、本人の判断を助け、利益保護を図る制度です。

具体的には、本人の判断能力に応じて

- ・後見開始（支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない方）
- ・保佐開始（支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない方）
- ・補助開始（支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある方）

の3つのタイプがあり、タイプによって援助の内容や援助者の権限が異なります。

家庭裁判所では、親族等の申立てに基づき、本人の能力がどの程度でどの程度援助が必要か、誰を援助者に選任するかなどを判断します。その際、本人の状況を明らかにするために、申立てに際して「診断書」の添付をお願いしております。後見及び保佐類型に該当される方については、その後さらに、原則として医師による「鑑定」が必要となります（家事事務手続法119条、133条）。

2 診断書について

- (1) 家庭裁判所は、医師の作成した診断書等を参考にして、本人について精神上的障害の有無や判断能力の低下の有無・程度について判断します。家庭裁判所の審理に必要な情報は「診断書（成年後見制度用）」の書式を利用して作成していただくことによって記載することができますので、本書式を利用していただきますようお願いいたします。
- (2) ご提出の診断書の内容について、後日、家庭裁判所調査官等から電話で確認させていただくことがあります。申立てをした方（親族等）の承諾を得た上で問

い合わせておりますので、ご協力をお願いいたします。

3 本人情報シートについて

診断書作成の依頼を受ける際に、依頼者から、福祉関係者が作成した「本人情報シート」の提供を受けることがあります。この「本人情報シート」は、診断書を作成する医師に対し、ご本人の生活状況等に関する情報を提供し、医学的判断を行う際の参考としていただくために、家庭裁判所が平成31年4月から導入したものです。

「本人情報シート」の提供を受けた場合には、ぜひ診断の参考資料として御活用ください。なお、記載内容についてのお問合せは、「本人情報シート」の作成者にお尋ねください。

4 鑑定について

- (1) 鑑定に際しては、「良心に従って誠実に鑑定する」旨を記載した宣誓書等は郵送で提出をお願いしており、**わざわざ家庭裁判所にお越し願うことはありません**。また、通常、家庭裁判所での証人尋問等を行われません。
- (2) 家庭裁判所では、本人の負担を軽減するため、**なるべく本人の病状や実情を最も把握されている医師（主治医）に鑑定をお願いしております**。そのため、後見開始等の申立予定者には、事前に主治医の先生に、本人の鑑定の引受けに関するご意向をお尋ねした上で、申立てをするようお願いしています。

ご多忙中恐縮ですが、**鑑定をお引き受けくださる場合は、別添の「鑑定連絡票」に必要事項をご記入の上、申立予定者に手渡して下さい**。お引き受け願えない場合は、その旨を申立予定者にお伝え下さい。正式に鑑定をお願いする場合には、後日書面を送付させていただきます。

「本人の意識障害が著しく、ほぼ植物状態である」などの理由で鑑定手続を省略する場合があります。その場合には、特に連絡はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

(3) 鑑定依頼の流れは、次のとおりです。

- ① 後見開始等の申立てがあり、鑑定を行うことが必要となった時期に、家庭裁判所から「鑑定人指定書謄本」、「鑑定依頼書」、「宣誓書」、「鑑定料請求書」等をお送りします。必要事項を記入の上ご返送ください。
- ② 鑑定書を作成の上、（おおむね1か月程度を目安とお考えください。）家庭裁判所にご提出ください。
- ③ 指定された口座に鑑定料をお支払いいたします。鑑定料は裁判官が諸事情を勘案の上決定することになっておりますが、主治医の先生には5万円程度でお願いすることが多いのが実情です。鑑定料は申立てをした方の負担ですが、申立人→家庭裁判所→鑑定人（主治医の先生または病院）という流れで支払われます。なお、鑑定料とは別に検査料が別途かかる場合には、あらかじめその旨をお知らせください。

(参考)

- 1 鑑定事項は、①精神上的障害の有無、内容及び障害の程度、②自己の財産を管理及び処分する能力、③回復の可能性です。
- 2 診断書及び鑑定書の作成方法等についてご不明の点がございましたら、冊子「成年後見制度における診断書作成の手引」及び「成年後見制度における鑑定書作成の手引」が家庭裁判所に用意してありますので、申立先の家庭裁判所（支部）までお問い合わせください。また、これらの冊子は、最高裁判所のホームページ（<http://www.courts.go.jp>）中、「後見ポータルサイト」→「手続案内及び各種書式」→「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」からも取寄せることができます。

問い合わせ先

富山家庭裁判所本庁

〒939-8502 富山市西田地方町2丁目9番1号
電話 076-421-8162

富山家庭裁判所高岡支部

〒933-8546 富山県高岡市中川本町10番6号
電話 0766-22-5230

富山家庭裁判所魚津支部

〒937-0866 富山県魚津市本町1丁目10番60号
電話 0765-22-0160

